

選手の移籍に関する規定（一部改訂）

山口県小連

H27.6.6

山口県小連は、県内の小学生バレーボールの健全な普及発展を図るため、移籍に関して次のように規定します。

基本的な考え方・・・住居移転・転校等特別な事由のないかぎり移籍は認めない。

但し、次のような場合は所定の手続きを経ることにより認める。

①住居移転・転校の場合

- ※手続き・・・・・・・・・・該当ブロック理事の承認を得ること。
JVA個人登録の手続きを済ませること。
- ※公式試合出場条件・・・登録手続き完了後30日経過

②その他の理由による場合

- ※手続き・・・・・・・・・・1)両監督（前・新チーム）の承認を得ること。
2)ブロック理事が該当ブロック全体の承認を得ること。
3)JVA個人登録の手続きを済ませること。
- ※公式試合出場条件・・・上記3点の移籍手続き完了後60日経過

●監督並びブロックの承認が得られない場合

- 1)該当ブロック理事による調停を行う。
- 2)県小連倫理委員会において協議し判断する。
- 3)日小連の登録規定に準じて、2ヶ月経過後移籍を認める。
- 4)公式試合出場条件・・・移籍手続き完了後60日経過、さらにその後の直近の大会への出場は認めない。（練習参加は認める）

○チーム事情により、移籍をせざる得ない場合は、必ず該当ブロック理事へ申告すること。各ブロック理事は、県小連倫理委員会へ報告すること。県小連倫理委員会で移籍を承認した場合は、公式試合出場条件は適用しない。

チーム事情とは、人数減少に伴う場合等が考えられ、チームの強化を目的とはしないものであること。

上記に反する移籍があった場合、その団体及び指導者には罰則を行う。

団体・・・・・・・・大会結果の無効

指導者・・・・・・・・倫理規定に基づいて対処する。

平成24年6月24日から施行する。

平成25年4月 6日 一部改正する。

平成25年5月26日 一部改正する。

平成27年6月 6日 一部改正する。

- ※(11/2)周南：指導者と保護者の意見合わず移籍、両監督ブロックの了解で移籍
OK（但し 60日ルール、直近の大会出場不可）
- ※(11/2)山防：新人、人数不足のため他チームへ移籍、両監督ブロックの承認で OK
（60日ルール、直近の大会については、ブロックへ一任）
- ※H25.3 美祢：他ブロックより子どもたちが移籍。ブロック内の了解が得られず県大会
への出場を認められない。（市内等の大会は出場可）
- ※H27.1 宇部：
- ※H27.5 山防：防府市内のチームへの移籍に関して監督の了解が取れていないと理事長
宅への匿名の投書有り。山防へ確認した結果、了解済みとのこと。